

議案第6号

みよし市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い必要があるからである。

みよし市個人情報保護条例の一部を改正する条例

みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第5条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みよし市個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)以下 略</p> <p>(本人取得の原則)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は他の地方公共団体から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令又は条例の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(7)以下 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)以下 略</p> <p>(本人取得の原則)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は他の地方公共団体から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令又は条例の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(7)以下 略</p>